

平成30年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わり、 新たに調理費の負担が追加されます

- 平成28年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的にご負担いただくこととなりました。
- ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
①	一般の方	260円	→ 360円	→ <u>460円</u>
②	住民税非課税 の世帯に属す 方(③を除く)	210円	負担額の引き上げは行いません	
③	②のうち、所得 が一定基準に 満たない方など	100円	負担額の引き上げは行いません	

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出してください。
負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。